

○ 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和８年８月４日

秋田県知事 鈴木 健太

１ 入札に付する事項

（１）契約の名称

- ① 県立学校等防火設備定期検査報告業務委託（県北地区）
- ② 県立学校等防火設備定期検査報告業務委託（中央地区）
- ③ 県立学校等防火設備定期検査報告業務委託（県南地区）

（２）契約の内容

建築基準法に基づく防火設備の定期検査及び報告業務（別途特記仕様書のとおり）

２ 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- （１） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２） 秋田県暴力団排除条例（平成２３年秋田県条例第２９号）第６条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- （３） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４） 秋田県税に滞納がないものであること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- （５） 秋田県内に本店を有していること。
- （６） 本委託を遂行するための有資格者（一級建築士、二級建築士又は防火設備検査員）を雇用しており、業務責任者として配置できること。なお、一級建築士及び二級建築士を配置する場合は、公告日現在、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成５年３月３０日監第１９７３号）第４条第１項に規定する資格者名簿（登載業務区分が建築関係建設コンサルタント業務に限る）に登載されていること。
- （７） （６）の有資格者と共に消防設備における専門技術を有している者（消防設備士等の有資格者）を配置できること。なお、自社において同有資格者を雇用していない場合は再委託による配置も可とする。

３ 入札参加資格確認申請書等の提出

- （１） 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書等の書類を次により提出しなければならない。
 - ① 提出書類等
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 履歴事項全部証明書の写し若しくは秋田県内に本店があることを証明する書類の写し
 - ウ 業務責任者の資格証の写し及び雇用関係を確認できる書類等の写し（保険証の

写し等)

② 提出期間

令和8年8月17日(月)から令和8年8月26日(水)まで。ただし、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。

③ 提出時間

午前9時から午後5時まで

④ 提出場所

秋田県教育庁高校教育課 調整・企画チーム

⑤ 提出部数

1部

- (2) 期限までに入札参加資格申請書等を提出しない者は、この入札に参加することはできない。
- (3) 入札参加資格の確認結果については、随時郵便をもって通知する。
- (4) 入札参加者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に公告日より掲載し配布するものとする。

5 設計図書等の交付

本委託に係る仕様書、入札書、委任状、契約書案等(以下「設計図書等」という。)については、公告日から令和8年8月28日(金)までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

6 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は令和8年8月24日(月)までに秋田県教育庁高校教育課長に様式による書面により行われなければならない。
- (2) 上記質問に対する回答は令和8年8月25日(火)までに秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札参加者は、契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額(ただし、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、又は為替証書の提供をもって代えることができる。)の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金の免除

次の各号の一に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

なお、入札保証金免除申請書は、入札参加資格確認申請書等と同時に提出し、審査ののち、入札保証金免除承認を通知する。

- ① 入札者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- ② 入札者が過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 契約保証金

(1) 契約保証金の納付

落札者は、契約書の提出と同時に契約金額の１０分の１以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一を付さなければならない。

- ① 契約保証金の納付
- ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- ③ 銀行等又は保証事業会社の保証

(2) 契約保証金の免除

契約担当者は、落札者が次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札書等の提出等

(1) 提出方法

３により入札参加資格確認申請書を提出した者は、開札予定日時に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 開札予定日時

- ① 県立学校等防火設備定期検査報告業務委託（県北地区）
令和８年８月３１日（月） 午前１０時００分
- ② 県立学校等防火設備定期検査報告業務委託（中央地区）
令和８年８月３１日（月） 午前１０時３０分
- ③ 県立学校等防火設備定期検査報告業務委託（県南地区）
令和８年８月３１日（月） 午前１１時００分

(3) 開札場所

秋田県庁第二庁舎４階 災害医療対策室

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) その他

- ① 入札執行回数は、２回までとする。
- ② 入札参加者が１者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。この場合において、該当する者が２者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札者とする。
- (2) (1)の落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるお

- それがあって著しく不適當であると認められる場合は落札者として決定しない。
- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、入札価格が当該落札者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札者とする。
 - (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
 - (5) 落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

12 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則の定めるところによる。

13 問い合わせ先

秋田県教育庁高校教育課 調整・企画チーム
秋田市山王三丁目1-1
電話番号 018-860-5161
FAX番号 018-860-5808